

群馬大学樹木維持管理指針

1. 目 的

本指針は、「群馬大学緑地管理方針」に基づき、本学における樹木の健全な育成を図りつつ、キャンパス内の樹木を起因とした事故等を未然に防止し、学生、患者、教職員等キャンパス利用者の安全・安心を確保することを目的とする。

2. 位置付け

本指針は、キャンパス内の樹木において、「群馬大学緑地管理方針」に基づき管理する保存樹木の維持管理の基本的な考え方を示すとともに、点検・診断及び管理を実施する際に配慮すべき留意事項を示すものである。

3. 維持管理における基本的事項

キャンパスに生息する樹木の健全度及び景観等を考慮し、保存樹木と伐採対象樹木に分類を行い、保存樹木の維持管理を効果的、効率的かつ継続的に行うための基本的事項である。

(1) P l a n (計画)

- ① 樹木の健全度（健康状態）を評価し、保存樹木と伐採対象樹木に分類して必要な管理作業を特定
- ② 荒牧・昭和・桐生キャンパスごとに「樹木管理計画」を策定
- ③ 「樹木管理計画」に基づき計画的な予算確保

(2) D o (実行)

- ① 「樹木管理計画」に従い、点検及び枝の剪定等の管理作業を実施
- ② 並木、大径木の倒木・落枝からの安全確保、伐採対象樹木の伐採等を優先的に実施
- ③ 作業の進捗を記録し、担当者間での確実な情報共有

(3) C h e c k (確認)

- ① 作業効果を評価し、計画とのズレや問題点を分析
- ② 樹木の成長状況や病害の有無をモニタリング及びデータベース化

(4) A c t (改善)

- ① 作業効果の分析結果、データベースをもとに、管理方法や計画の改善
- ② 次のサイクルに向けて、改善内容を反映させた新たな計画の検討を実施

4. 点検・診断に係る留意事項

点検・診断は、日常点検、定期点検、災害対策点検、緊急点検の他、専門家による診断に分類し、点検・診断は別紙1のフロー図に従い作業を行うこととする。

(1) 点検・診断の種類

- ① 日常点検は、日常業務の中で行う目視点検
- ② 定期点検は、一定期間ごとに行うものであり、日常点検より詳細な点検とし、専門的な知識や技術を要する点検
- ③ 災害対策点検は、災害が発生または想定されるときに臨時に行う目視点検
- ④ 緊急点検は、教職員・学生・地域住民等からの変状及び異常等の連絡があった場合に行う目視点検
- ⑤ 診断は、日常点検や定期点検等の結果に基づき、変状や異常を発見した樹木のうち、それらの変状及び異常の範囲や程度が不明な場合に、当該樹木の重要度に応じ、健全度をより詳細に把握し、正確に判定するための診断

(2) 点検の実施方針

- ① 日常点検は各部局（ただし、昭和キャンパスは昭和施設課）が「樹木点検表(日常点検、災害対策点検用)」を用いて春と秋の年2回実施
- ② 定期点検は施設運営部が、点検の範囲・方法等、点検の具体的内容及び実施者の技術的要件等を仕様書で明確にし、外部委託を行い、樹木の特性、加齢状況等を踏まえつつ、区域や樹木の重点度に応じて、原則3年ごとに実施
- ③ 災害対策点検は施設運営部が、暴風、豪雨等の自然現象が想定される時及びその発生後に安全な状態に保つため、日常点検の方法により実施
- ④ 緊急点検は施設運営部が、教職員・学生・地域住民等から連絡があった場合に実施
- ⑤ 点検前に、日常点検や定期点検等の点検記録を参照
- ⑥ 倒木、落枝の恐れがある範囲は、早急に立入禁止の措置を実施

(3) 診断の実施方針

- ① 診断は施設運営部が樹木に関する専門家に、点検結果に基づき依頼
- ② 日常点検や定期点検の結果、変状及び異常の範囲や程度が不明な場合、重要度の高い樹木や事故に至るリスクが高い環境にある樹木について、これをより詳細に把握し、正確に健全度を判定するため、立入禁止等の応急措置を施した上で、速やかかつ適切な時期に診断を実施

(4) 点検結果の評価と記録

- ① 健全度の判定は、点検者が個々の項目に基づく点検の結果を総合し、当該樹木に係る危険の度合いや、必要とされる措置を想定した判定基準を定め、これに基づいて判定
- ② 点検者は、点検・診断の結果や措置の実施状況等の記録が散逸しないようにすることが次回以降の安全点検に活用するために重要であり、「植栽管理台帳」を作成し、点検・診断項目ごとに発見された変状及び異常等を記録して整理保存

(5) 点検結果に応じた措置・対策

- ① 点検において、変状及び異常を発見し、放置すると直ちに危険が生じる場合、現地で対応可能な応急的措置・対策をその場で実施し、施設運営部へ連絡
- ② 点検において、樹木倒壊の危険性、高密度による成長阻害や日照阻害、建築物への支障が認められる場合は、事前に施設運営部と協議するとともに財務部に伐採の許可を申請し、伐採を実施
- ③ 剪定は、剪定後の成長や傷口の腐朽抵抗性等を考慮し、剪定の量、位置、方法等に留意

5. 安全の確保に係る措置

危険な直ちに対応が不可能な変状及び異常については、注意を喚起する看板類を設置し、倒伏や落枝の危険が高い場合は、立入禁止の措置をする。また、立入防止柵を設置するまでの間や本格的措置・対策を講ずるまでの間、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。

6. 維持管理に係る留意事項

維持管理は、倒木や落枝の除去処理のような事後の措置に追われることのないよう、適切な剪定と病虫害の防除を行うこととする。

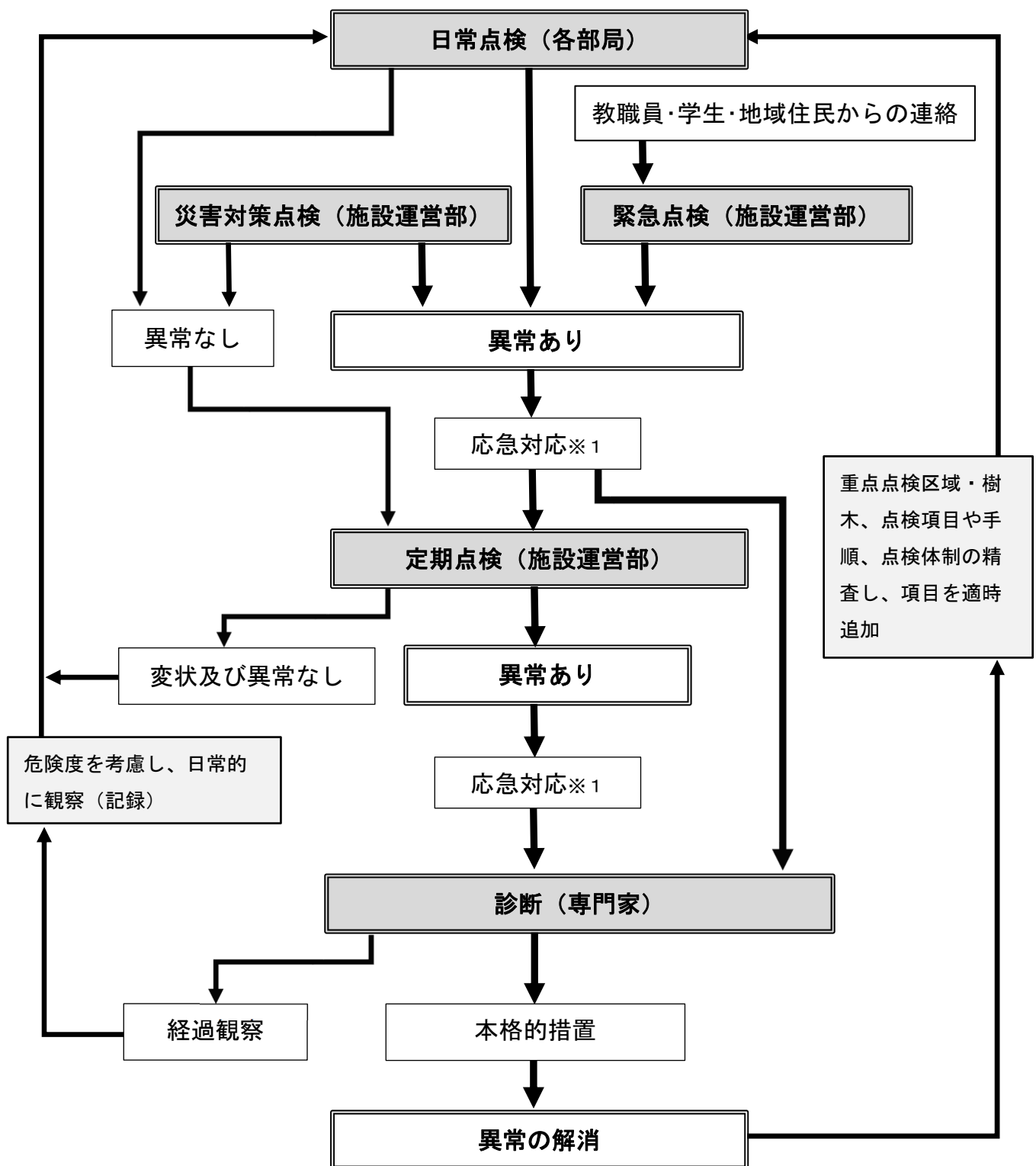
(1) 適切な剪定

- ① 視界の確保、交通安全のための空間確保、樹木の健全育成のために、必要に応じて剪定
- ② 敷地境界線を越えて、隣地や道路に樹木が張り出している場合は、法により罰せられる可能性があるため、速やかに剪定の実施

(2) 病虫害の防除

- ① 樹木を点検し、病虫害の兆候を早期に発見して適切な対処の実施
- ② 外来種・危険生物の防除は、生態系被害防止外来種リスト（環境省/農林水産省）に記載の外来種を、施設運営部の判断により適切に処理し、特定外来生物は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を遵守し、適切な方法で防除を実施

【別紙 1】点検・診断の各種作業相互関係フロー図



※ 1 危険エリアを立入禁止等の措置を行い、状況に応じて剪定、伐採を実施

樹木点検表(日常点検、災害対策点検用)

No.

団地名		点検者		点検日	
樹木番号 (位置)		樹種		幹周り(cm)	

点検項目		異常・該当あり	点検項目		異常・該当あり
① 維持 管理 上の 問題	敷地境界越境		③ 樹 木 の 異 常	キノコの有無	
	建築物への接触			開口空洞	
	道路施設（舗装等）との競合			樹皮枯死・欠損・腐朽	
	支柱直し・撤去			病虫害（穿孔痕、フラス）	
	太枝枯れ・折れ			揺れ	
	根上がり・舗装クラック			不自然な傾斜	
	①の「○（異常あり）」の個数			②+③の「○（異常あり）」の個数	
② 点 検 力	葉の状態		その他 特記事 項		
	先端枝の枯れ				
	枯死・著しい衰弱				

点検結果	☐ 概ね良好・異常なし ☐ 維持管理の処置が必要 ☐ 樹木の外観診断が必要 ☐ 経過観察
------	---

被害部写真

※その他特記事項には、キノコ発生部位や種類、樹木異常の内容と部位、維持管理処置の必要理由や程度などを記載。